

行政法Ⅱ [第五版]

行政救済法

塩野 宏著



有斐閣

益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう……。右にいう法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益」であるとした（最判昭和五三・三・一四民集三三卷二号二一頁、行政判例百選Ⅱ一三八事件）。これは、取消訴訟における原告適格において最高裁判所のとる論理そのままであつて、不服申立てに対する特別の配慮はない。主観的要件を重視する最高裁判所の見方は、議員資格に関する議会の決定に対する不服申立ての範囲に関する事案にも現れている（最判昭和五六・五・一四民集三五卷四号七一七頁、行政判例百選Ⅱ一三九事件参照）。このような判例の動向に鑑みると、原告適格についての考慮事項の法定（平成一六年の行政事件訴訟法改正による——後出一三三頁以下）は、不服申立て適格の判断についても影響を及ぼしてしかるべきものである。

⑤ 主観的要件にかかるとして、地方公共団体も審査法の利用主体たりうるかという問題がある。すなわち、審査法一条では「国民」という言葉が使われているが、地方公共団体はこれに入るかどうかである。この点に関して、審査庁等の教示に関する五七条四項では「前三項の規定は、地方公共団体その他の公共団体に対する処分であつて、当該公共団体がその固有の資格において処分の相手方となるものについては、適用しない」と規定している。この規定の趣旨は、五七条一項で、審査法のみならずあらゆる処分について処分庁に教示義務を課したのに対して、地方公共団体が固有の資格で処分の相手方となる場合を除外することとしたものである。したがつて、この規定のさしあたりの目的は教示義務の除外にあるのであるが、この規定は、地方公共団体が固有の資格で処分の相手方となるときは、そもそも審査法の適用を受けないことを前提としているということが出来る（手続法四条にも、固有の資格の概念がある）。

他方で、固有の資格でない場合、つまり、一般私人と同様の立場に地方公共団体が立つ場合、たとえば地方公共団体が水道法、ガス事業法、地方鉄道法等の事業を営んでいるときに当該経営主体としての地方公共団体に対して処分があり、これに不服があるときには、当該地方公共団体は不服申立てができるかと解される。これに対して、地方公共団体に対する負担金について問題が生じたときには審査法は適用をみないことになる。このことを予定して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）二五条は、同法の処分不服のある地方公共団体に対して、各省各庁の長への不服の申出、内閣への意見の申出の特別の途を開いている。この問題は、審査法の対象となる処分の問題とみることが出来るが、いずれにせよ、地方公共団体は、以上にみたように審査法に関して、二つの異なった関係に立つ点に注意する必要がある。

(4) 教示

審査法は簡易迅速な救済制度として国民に広く利用してもらうことをその立法の一つの趣旨としている。しかし、一般概括主義を採用したことから、当該行政決定が審査法の対象となるかどうか、対象となるとしてどこに不服を申し立てればよいのかは、必ずしも明確でない。したがつて、このままでは、せっかく審査法を制定した趣旨が失われることとなりかねない。そこで、不服申立制度の利用の便に供するために、審査法は訴願法にはなかった教示という制度を設けた（五七条・五八条）。制度の概要は次のとおりである（教示制度は、平成一六年の改正により、行政事件訴訟法にも導入された——四六条。後出一四八頁以下参照）。

① 教示の対象となる処分は行政上の不服申立ての対象となる処分すべてを含むものである。審査法の対象に含まれない処分についても、教示はしなければならぬ。ただし、行政庁の教示義務は書面による処分に限られる（五七条一項）。

② 教示の対象は処分の相手方である（五七条一項）。したがつて、いわゆる二重効果処分の場合の関係者（たと

〔著者紹介〕
 東京大学法学部卒業
 東京大学名誉教授

〔主要著書〕
 オットー・マイヤー行政法学の構造（行政法研究1巻）
 （有斐閣、1962年）
 公法と私法（行政法研究2巻）（1989年）
 行政過程とその統制（行政法研究3巻）（1989年）
 国と地方公共団体（行政法研究4巻）（1990年）
 行政組織法の諸問題（行政法研究5巻）（1991年）
 放送法制の課題（行政法研究6巻）（1989年）
 法治主義の諸相（行政法研究7巻）（2001年）
 風土開発（現代法学全集）（筑摩書房、1976年）
 行政法Ⅰ〔第五版〕（有斐閣、2009年）
 行政法Ⅲ〔第三版〕（有斐閣、2006年）
 衆議行政手続法〔共著〕（弘文堂、2000年）
 行政法Ⅰ〔中国語・台湾〕（劉宗徳・顧雅盈共著）（月旦
 出版社股份有限公司、1996年）
 日本行政法論・行政法ⅠⅡ〔韓国語〕（徐元宇・吳世卓共
 譯）（法文社、1996年）
 行政法ⅠⅡⅢ〔中国語〕（楊建順譯）（北京大学出版社、
 2008年）



行政法Ⅱ〔第五版〕行政救済法

1991年10月10日 第1版第1刷発行
 1994年3月20日 第2版第1刷発行
 2004年3月30日 第3版第1刷発行
 2005年7月10日 第4版第1刷発行
 2010年4月5日 第5版第1刷発行

著者 塩野 宏
 発行者 江草 貞治

発行所 東京都千代田区神田神保町2-17
 株式会社 有斐閣
 電話 (03) 2265-6811〔営業〕
 (03) 3813-4911〔総務編集課〕
 郵便番号 101-0051
<http://www.yuhikaku.co.jp>

印刷 精文堂印刷株式会社
 製本 株式会社 タケザワ

©2010 塩野宏. Printed in Japan
 落丁・乱丁本はお取替いたします。
 ★定価はカバーに表示してあります。
 ISBN 978-4-641-13062-3

〔COPY〕本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での刑罰を伴う禁じられてい
 ます。複製される場合は、そのつど事前に、(株) 出版者著作権管理機構（電話03-
 3513-8969, FAX03-3513-8979, e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。

事項索引

あ行

あっせん……………57, 59
 安全配慮義務……………354
 異議の申出……………55
 異議申立て……………13, 53, 98
 溢水規……………344
 一般概括主義……………11, 18, 21
 一般消費者……………131, 139
 一般処分……………132
 一般的行為……………107
 違法行為抑止機能……………321
 違法性の承継……………194
 違法判断の基準時……………200
 違法・無過失……………381
 医療過誤……………353
 訴えの成熟性……………108
 訴えの取下げ……………179
 訴えの併合……………155
 訴えの利益……………144
 狭義の……………143
 營造物……………332, 376
 役務過失 (faute de service)……………387
 閲覧請求……………29
 オンブズマン……………60

か行

〔か〕
 概括主義……………8
 外形標準説……………328, 331
 戒告……………111, 189
 照会利益……………378
 回避可能性……………315, 343
 海浜……………342

確認訴訟……………76, 87, 90, 120, 260
 過失……………315
 —の推定……………329
 過失相殺……………297
 河川……………335, 338
 学校事故……………307, 315, 343
 過渡的安全性……………339
 仮処分排除……………226
 仮の義務付け……………76, 246
 仮の救済……………75, 202, 245, 250
 仮の差止め……………76
 官費公費事業……………346
 管轄……………95
 完全補償説……………368
 觀念の通知……………112
 官吏の個人責任……………292
 関連請求……………155
 [き]
 機関委任事務……………303, 349
 機関争訟……………5
 機関訴訟……………266, 276, 279, 283
 棄却……………31
 危険状態……………385
 危険責任……………301
 危険防止責任……………313
 起算日……………97
 規制規範……………322
 規制制行政指導……………307
 犠牲補償……………356
 機能的規範……………342
 規範統制訴訟……………120, 279
 規制力……………184, 188, 191, 194, 250, 329
 義務確認訴訟……………251
 義務付け訴訟……………74, 233